

(11) 鳥取県住宅供給公社給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成20年度）

職 員 数	給 与 費			
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計
7 人	32,107 千円	1,957 千円	12,318 千円	46,382 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成21年4月1日現在）

一 般 職			備 考
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	鳥取県職員の例による （経営状況を踏まえ21年1月から3年は規定額から8%カットを適用）
363,150 円	405,293 円	51 歳	

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考	
一 般 職	大学卒	162,656 円	鳥取県職員の例による （経営状況を踏まえ21年1月から3年は規定額から8%カットを適用）
	高校卒	131,376 円	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
		学 歴					
一 般 職	大学卒	-	円	-	円	-	円
	高校卒	-	円	-	円	-	円

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	内 容																			
<p>期末手当 勤勉手当</p> <p>(県の規定に 準ずる)</p>	<p>(支給割合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0.6月分</td> <td>0.71月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0.8月分</td> <td>0.71月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.4月分</td> <td>1.42月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 経営状況を踏まえ、期末手当について21年1月から3年は規定の割合から削減した支給割合を適用。</p> <p>職制上の段階、職務の級等による加算措置 有</p> <p>(平成20年度実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,317,830円</td> <td>7人</td> <td>1,759,690円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	期末手当	勤勉手当	6月期	0.6月分	0.71月分	12月期	0.8月分	0.71月分	計	1.4月分	1.42月分	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	12,317,830円	7人	1,759,690円
	区分	期末手当	勤勉手当																	
6月期	0.6月分	0.71月分																		
12月期	0.8月分	0.71月分																		
計	1.4月分	1.42月分																		
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額																		
12,317,830円	7人	1,759,690円																		
<p>退職手当</p> <p>(県の規定に 準ずる)</p>	<p>(支給率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>23.5月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>33.5月分</td> <td>41.34月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.5月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>勤続40年</td> <td>53.5月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勸奨等により退職する場合に加算があります。</p> <p>(平成20年度実績) 該当なし</p>		区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続40年	53.5月分	59.28月分			
	区分	自己都合	勸奨・定年																	
勤続20年	23.5月分	30.55月分																		
勤続25年	33.5月分	41.34月分																		
勤続35年	47.5月分	59.28月分																		
勤続40年	53.5月分	59.28月分																		
<p>時間外勤務 手当</p> <p>(県の規定に 準ずる)</p>	<p>(平成20年度実績)</p> <p>1人当たり平均支給額 51,296円</p>																			

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	事務局長 64,200 円 事務局次長 56,200 円 参事 48,200 円		
		(平成20年度実績) 該当なし		
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500 円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円	
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000 円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算	
		(平成20年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
1,158,000 円	6 人	16,083 円		
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまで間)	
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		(平成20年度実績) 1人当たり平均支給月額 1,458 円		
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額 55,000円 >	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給	
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	特別急行料金等の2分の1の額(1月当たり2万円を限度)を加算	

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
		工 駐車料金を負担している場合	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給（1月当たり3,000円を上限とする。）	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
		（平成20年度実績）		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		678,520 円	7 人	8,078 円
単身赴任手当 (県の規定に準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 23,000円 + 加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。		
（平成20年度実績） 該当なし				
6 役員の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）				
区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当		備 考
理 事 長	253,800 円	6 月期	0.4 月	加算率45%
常 務 理 事	271,800 円	12月期	0.6 月	
（注）1 理事長報酬について、勤務形態の変更により発令報酬の変更（H21.4.1）				
2 経営状況を踏まえ、役員報酬について21年1月から3年は規定額から10%自主返納。				
3 経営状況を踏まえ、期末手当について21年1月から3年は削減した支給割合を適用。				